

# 重要なお知らせ

## 労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の成立手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）」などです。  
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続（雇用保険の資格取得手続）がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の方は、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に「名称、所在地等変更届」を（所轄の変更が生じた場合は、変更後の）労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出していただく必要があります。  
(注) 適用事業場情報の更新は1か月ごとに行っています。
- 検索画面については厚生労働省ホームページをご覧ください。  
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険適用事業場検索」  
URL [https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1a.htm](https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)



## 労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」  
URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html)



## 特例納付保険料の制度があります。

- 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立手続を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- このため、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続を行っていた労働者の方について、本来納付していただくべきであった雇用保険料を納付することができるよう、特例納付保険料の制度を設けています。
- 事業主の方は、公共職業安定所（ハローワーク）からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった雇用保険料に相当する額に10%をえた額を、特例納付保険料として納付することができます。